# 第15回(仮称)箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日 時:平成 20年3月10日(月) 18:00~20:20

場 所:箱根町役場 分庁舎 第7会議室

出席者: 策定委員 芝、飯田、川口、小林、清野、高畠

村上

箱根町 古谷、吉田

サ-ベイリサーチセンター 一杉、藁科

## 1 挨拶

### 委員長

本来であれば、条例素案の検討は、前回で終了したはずであったが、細かな言い回し等で修正すべき個所が出てきてしまったので、急遽お集まりをいただいた。より完成度の高いものにして町長報告をしたいので宜しくお願いしたい。

#### 2 条例の素案について

条例素案の修正個所について事務局から説明。

委員長

事務局

詳細な説明を促進役からお願いしたい。

促進役

今回の修正にあたり、皆さんとの合意を得ておきたくお集まりをいただいた。内容としては、表現の統一と、この条例内での各条文の関わりを調整するものである。

まずは、第3条の「用語の定義」のところで「まちづくり」という大きなものを先にし、次に「町政」という順番に修正しようというものである。

委員

順番というより見づらい。スペースが空いているだけで、「町」と、「町なんとか」と並んでしまうと分かりにくい。注釈をつけての解説などがあれば分

かりやすいのではないか。

促進役

条文としては、この形になる。啓発用パンフレットは解説や図式化をして分かりやすくしたものとする。

委員

第1号は「有するもの」で終わっているが、「有するものをいいます」とした方がよいのではないか。

促進役

第1号は、他とあわせて「有するものをいいます」 を付け加えることとする。

委員長

解説がつく場合には解説の(3)と(4)が入れ替わるということか。

促進役

「わたしたちのまち」という部分が「本町」に変わる。第1条、第2条、こういったところで「本町」を使っており、「わたしたちのまち」は前文の最初に出てくるくらいである。最初は「本町天下の瞼箱根は」とはいかないので、ここはそのままとする。用語の定義、第3条の解説(2)で、箱根町全体をさす場合は「本町」を用いることとする、として「本町」に統一をしていく。

それから「町民の意思に基づき」を削る案。第1号で「町民が主体のまちづくり」、第2号では「相互に補完して協働でまちづくりを進める」とある。町民と町議会と町、それぞれの役割と責任を果たすというときに、大元のくくりとしては、「町民の意思に基づき」は相応しくないので削除して、「本町の自治は、次に掲げることを基本理念とします。」と簡単にし、第1号、第2号の条文は変更しないという提案である。

委員一同

異議なし。

促進役

第7条第3項と第4項の順番の入れ替えをする。 第2項「まちづくりに関する情報を知る権利を町民 が有している」、その次にその権利に基づきまちづく りに参加するに当たり、自らの発言と行動に責任を もつよう努めましょうとし、最後にそれにあたって 皆さんは町政に関する認識を深めてください、とい う流れにするという提案である。

委員一同

異議なし。

促進役

第11条、町議会の責務のところでは、「本町」という言葉に置き換えてはどうかという提案である。二元代表制という中で、町議会は町民の代表である。「町政」に限らず「本町」の意思決定という大きなくりとしてはどうだろうか。

委員一同

異議なし。

促進役

第12条、町長の責務。第11条の町議会の責務と表現をあわせ、町長は町民の代表だということを明確にした。「町長は町民の代表者として、この条例に則り行政運営を行います。」これが一つ。第2項「町長は町民の意向を適正に判断したまちづくりを推進します。」として「町政の課題に対処した」という部分を削除しようとするもの。当然町長は町政の課題に対処したまちづくりをするが、あえて表記せずともそれに含まれるものである。

委員一同

異議なし。

促進役

第14条からは章が変わり「行政運営」となる。これについて定めた割に、議会のことに触れている部分があり、内容の整合が取れていない。まず第14条については総合計画だが、「町政運営」というと議会も入ってしまう。ここでは行政に限って書いた方がよい。総合計画は議会をどうこうするものでなく行政の施策を書くものなので、町政でなく行政に。第17条も同じく、行政運営としたい。

委員一同

異議なし。

促進役

第19条、第20条は同じように「町議会及び」を削るうという提案である。すでに規定されている箱根町の個人情報保護条例、情報公開条例どちらも、町

も町議会もこの条例を守ると規定をしており、自治基本条例でいわずとも守らなければいけない。しかしながら行政運営の章、ここでまた議会が入るのはよろしくない。第19条、第20条は町のことに限定したいという提案である。但し、ここで議会を外したからといって、議会はこれらを守らなくていいわけではない。

委員長

私個人としてはそこが一番引っかかる。反対である。これを逆に、行政運営という章を変えてはいかがと思う。情報提供であるという部分は、町議会も町も情報公開もするし個人情報の保護もするという形の章にかえてはいかがかと思う。町議会を削るというのは引っかかってしまう。それなら第5章から独立させてはどうか。

促進役

最終的に検討してきたものは議会を通さなければいけないのだが、議会としては議会基本条例に向けた動きがある。

委員長

町民の策定したものが議会にひっかかるなら、何が問題なのか具体的に反対理由を出してほしい。行政運営の中に情報のことに触れているのがおかしいなら、章を独立させてもいいのでは。

促進役

皆さんはいかがだろうか。

委員

議会の活動が行政と同じになるのか、同じでないなら無理がある。

委員長

第11条で本町の意思決定というのはどういうこと になるのか。

促進役

最終決定は議会ということである。

委員長

最後に、町議会は議会活動の情報とあるが、それに対して情報公開があって当たり前。そうしたらこの文章がおかしい。情報があって情報公開をしなくていいとはならない。最高規範にする必要はないのか。町も議会も町民の代表であるということで、両

方情報を持っているが、片方が定めているのにこちらで削るのはどうかと思う。

委員

町議会で持っている情報を公開するのが第11条で、町そのものの持っている情報公開をするのがこの5章のところで良いのではないか。

委員長

行政運営のところで、議会を削るのは理解できる。 しかし、町議会に対して、町民としては町議会の持っているものに関しては情報公開請求できなくてい いのかということである。

事務局

議会の方も、情報公開条例、個人条例保護条例を守ることは大前提である。削除することについてご意見があったが、議会基本条例も視野に入れていきたい。

委員長

では、100%確実に入れてもらえるのか。町民が監視することは実際問題無理である。自治基本条例は一番上のものにしましょうとしてやっているのだから、町議会の部分を削除するのはおかしい。

促進役

行政運営のところからはずして別の章にしてはど うだろうか。

委員

行政運営の中ではつじつまが合わない。別の章立 てにしたらよいと思う。

委員長

もっと早く気づくべきだった。今気づいたことで よかったが...

事務局

細部を確認していた際に事務局で気が付いた。単純に行政運営の中に町議会が入ったらおかしいということである。他自治体では議会を含めていない。これは、自治基本条例というのは町民や議会よりも、行政を縛る色彩が強いためだと考える。

委員長

別の章にしてもおかしくはないか。

促進役

情報公開及び個人情報保護として別の章にしてはという提案を先ほどした。

事務局

第19条、第20条に関しては、委員の皆さんの総意としてそのまま残すということであれば、方法を考えたいと思う。

委員長

第19条、第20条に関して、独立させた場合に矛盾 点やおかしい点はあるか。

促進役

矛盾はないと思う。

委員長

行政から見たらおかしいかもしれないが、町民からすれば特筆していないことの方がおかしい。まちと議会と町民とが協働してやりましょうというのがスタート。議会だけかばうような疑いがもたれることは絶対にしたくない。基本理念が変わってしまう。

促進役

今の議論に関しては、条文はそのままで、どうやって盛り込んでいくかは事務局で考えたい。預からせていただいてよろしいか。

事務局

時間を少しいただいて報告する。

委員長

まちと議会と町民との協働という理念を生かすためにも、19、20条を活かしたまま章立てをしていただきたい。

促進役

では、次に第25条であるが、ここも「町政」を「本町」に改めてはという提案である。「町政」というくくりより大きな、箱根町全体を見ての「本町」にしてはといかがだろうか。

委員一同

異議なし。

促進役

続いては、第26条「広域連携」である。「効果的で効率的な行政」については、第16、17条の方でそれぞれ定められているので、ここでは「地域課題の解決」ということにしたい。

委員一同

異議なし。

促進役

条文は以上であり、後は体系図となる。実質的な意見交換ができていないという意見が、前回の会議でもあったが、ここについては「連携」という言葉に置き換えてはどうだろうか。あわせて、議会の中では協議会が立ち上がっているので、協議会もこの中に含めていく形にしたいという提案である。

委員一同

異議なし。

委員

総合計画のところで、「進行」という言葉が気になる。もっと他のいい言葉はないか。

事務局

「進捗」ともいうが、一般的でないため「進行」と している。計画がどこまで進んでいるかを管理する という意味である。

委員

条例の書き方だが、漢字、仮名の振り方等で、「行い」は、「行ない」の方が一般町民、子どもやお年寄りに対しては「な」を入れたほうがよいのでは。

事務局

通常「行い」を用いている。

委員長

用語の定義で「者」と「もの」の使い分けを教えていただきたい。

事務局

条例をつくる上でのルールで、「者」といった場合は自然人と法人であり、「もの」では法人格のない社団も含むこととなる。

促進役

「もの」には、サークルといったものも含まれる。

委員長

他に矛盾することはないだろうか。皆さんからの ご意見などはいかがか。

委員

皆さんの意見が反映されたものになってよかった と思う。

委員

用語がわからないと難しい。「本町」が町全体を表す、といった定義なども、踏まえておかなければ条例自体を理解もできない。

委員長

まちと区別するために、定義づけをする必要はないのか。

促進役

他の自治体でも規定しているものはない。 通常使っている言葉と同じ意味合いで「本町」となる。

委員長

もう少し解説がわかりやすいといい。

促進役

そのあたりも宿題とさせていただく。

### 3 その他

委員長

その他、直接条例以外のことでも良いので何かあればご発言いただきたい。

事務局

現在開催中の町議会3月定例会でも、自治基本条例に関する質問があった。これからの方針について、引き続き策定委員会の開催、町民の方への周知、職員研修、関連制度・例規の整備などを予定している旨を回答した。

委員長

皆さんからも何かあればお願いしたい。

委員一同

特になし。

委員長

次回の委員会(町長報告)は3月24日(月)、18時からとしたい。

事務局

本日、宿題となったところは事前にお送りする。 次回は17時45分集合でお願いしたい。

委員長

では、15分前に集合して最終確認を行い、町長へ 報告することとしたい。

本日も少しでも良いものをということで、皆さんにご協力をいただいたことに感謝する。本当に良いメンバーに恵まれ、ここまでやってくることができた。これからもご協力をよろしくお願いしたい。ありがとうございました。